

独立行政法人水資源機構分任契約職
荒川ダム総合管理所長 山中 充治

見積依頼書

- 1 業務名 滝沢ダム船舶整備業務
- 2 履行場所 埼玉県秩父市大滝地内 滝沢ダム
- 3 履行期間 契約締結の翌日から令和8年7月31日まで
- 4 業務内容等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行うので入札心得書等を熟読のうえ見積書を提出すること。

記

- 1 現場説明 実施しない。
- 2 見積参加要件 当機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、役務の提供の業種区分「その他（役務の提供）」の認定を受けているおり、かつ、営業品目の「船舶修理・船検」に登録していること。
- 3 見積書等
 - 1) 様式等 見積書の様式は任意とするが、見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印すること。押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載をすること。
 - 2) 提出方法 電子メール、FAX、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。）の方法による。
 - 3) 提出期限 令和8年4月9日 12:00まで
 - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理所
TEL：0494-23-1431 FAX：0494-23-7912
メールアドレス：nyukei_arakawa@water.go.jp
 - 5) 担当者 荒川ダム総合管理所総務課 佐古田
 - 6) 質問書 令和8年4月6日 12:00まで
提出期限 質問書の提出方法は、2)に同じ。
質問の回答については、提出期限の翌日17:00までにHPに掲載する。
 - 7) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は、令和8年4月10日 12:00までとする。
 - 8) その他 ① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
② 見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできない。
また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできない。
- 4 見積結果 見積結果は、契約の相手方として決定した者のみに、原則として、見積書の提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに電子メール又はFAXで通知する。
- 5 その他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
 - 2) 請負代金の支払いについては、引渡し確認後の一括支払とする。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数いる場合は、「くじ」により契約の相手方を決定する。くじの方法は、別添「くじの方法」とおり。

滝沢ダム船舶整備業務

仕 様 書

令和8年3月

独立行政法人水資源機構
荒川ダム総合管理所

第1章 共 通

第1節 総 則

1-1 業務概要

本業務は、荒川ダム総合管理所の滝沢ダムが所有している船舶について、円滑な運用を図るために整備を行うものである。

1-2 履行場所

埼玉県秩父市大滝地内 滝沢ダム

1-3 履行期間

契約締結の翌日から令和8年7月31日まで

第2節 一般事項

2-1 履行範囲

本業務の履行範囲は、次表に示す船舶の整備及び試運転航行までの一切とする。また、船舶の詳細については別紙-1「船舶一覧」のとおりとする。

場所	船種	船名	内容	数量	用途
滝沢ダム	汽船	こまどり	整備・試運転航行	1隻	作業船
	汽船	くれは	整備・試運転航行	1隻	巡視船

2-2 提出図書

1. 業務着手前に、提出するもの

(1) 作業手順書(交換部品、補修方法) 2部(1部返却)

2. 業務の進捗に合わせて提出し、承諾を受けるもの

(1) 業務材料に係る仕様等 2部(1部返却)

3. 業務の進捗に合わせて提出するもの

(1) 確認・立会依頼書、材料確認書、段階確認書 2部(1部返却)

4. 業務の完了時まで提出するもの

(1) 点検業務報告書(履行写真含む) 2部

写真の内容は、試運転履行中、交換部品、取付部品、不具合状況、整備の作業前・後及び船舶搬出・搬入作業とする。

(2) 電子媒体(履行写真含む) 2部

5. 事故調査表(作業月のみ)

1部(前月分を翌月7日までに)

6. その他監督員の指示するもの

必要部数

2-3 貸与機械

本業務において、次のものを無償で貸与する。

名称	規格	数量	使用目的	貸与・返納場所
ボートトレーラ	作業船こまどり用	1台	点検・整備用	滝沢ダム艇庫
ボートトレーラ	巡視船くれは用	1台	点検・整備用	滝沢ダム艇庫

1. 上記機械の貸付期間については、機構担当者に確認のうえ決定するものとする。
2. 当該機械の使用前後に点検を行い、結果を報告するものとする。
3. 本業務において当該設備を破損、損傷させた場合は、受注者の責において修理・補修を行うものとする。

2-4 支給品等

本業務において、試運転航行に必要な燃料・油脂類は無償で支給・貸与する。

第2章 整備

第1節 整備

1-1 整備内容

整備内容については下表に示すとおりとする。

船舶名	項目	内容	数量
こまどり	整備	(船外機整備) ・ギヤケース分解整備 (ギヤオイル交換含む)	1式
くれは	整備	(船外機整備) ・ギヤケース分解整備 (ギヤオイル交換含む)	1式

1-2 交換部品

交換部品については、下表に示す同等品以上の物を使用するものとする。

船舶名	部品等	規格等	数量
こまどり	ガスケット	90430-08003	2個
	ガスケット	688-44315-A0	1個
	ガスケット	688-44324-A0	1個
	オイルシール	93101-25M03	4個
	Oリング	93210-46044	1個
	ガスケット	688-44316-A0	1個
	プレート	688-45321-00	1個
	オイルシール	93106-09014	1個
	Oリング	93210-49046	1個
	Oリング	93210-07540	1個
	Oリング	93210-86M39	1個
	ウォッシュヤークロー	688-45383-02	1個
	ナット	688-45384-02	1個
	コッタピン	91490-40030	1個
	ギヤオイル	ハイポイドギヤオイル SAE90	0.67L

船舶名	部品等	規格等	数量
くれは	ガスケット	90430-08003	2個
	プレート	6E5-45321-00	1個
	Oリング	93210-58677	1個
	オイルシール	93106-09014	1個
	スパーサー	61A-45538-00	1個
	カラー	61A-45527-00	1個
	Oリング	93210-86M38	1個
	Oリング	93210-37M67	1個
	インペラ	6E5-44352-01	1個
	キー	90280-04M05	1個
	ガスケット	6E5-44315-A0	1個
	オイルシール	93101-28M16	2個
	Oリング	93210-54534	1個
	カバー	6E5-45344-00	1個
	オイルシール	93101-30M17	2個
	Oリング	93210-97M55	1個
	ウォッシュヤークロー	6G5-45383-01	1個
	ナット	6G5-45384-02	1個
	コッタピン	91490-40030	1個
	ギヤオイル	ハイポイドギヤオイル SAE90	0.98L

1-3 作業条件等

1. 作業日程については、事前に機構担当者と調整のうえ決定するものとする。
2. 水面上で作業する際は、必ずライフジャケットを着用して安全に作業するものとする。
3. 船外機整備を行う「こまどり」及び「くれは」について、各船舶を一度艇庫まで陸揚げし、ギヤケース部分のみを外して工場に持ち帰るものとする。
 なお、陸揚げする際には機構所有のボートレーラが使用できるものとし、ダム管理用道路より積載可能である。
4. 工場でのギヤケース整備完了後は、ギヤオイル注入前にギヤケース内の空気漏れが発生しないことを確認するものとする。
5. 工場でのギヤケース整備完了後は、取り外したギヤケースを現地で船外機と接続し、水面上にて各船舶の試運転航行を行うものとする。
6. 整備により発生した廃部品・廃油脂については、受注者の責任と費用負担により適正に処分するものとする。
7. 本業務において、故障・不具合等を発見した場合は、直ちに機構担当者に報告するものとする。
 なお、不具合等の補修を依頼することがあり、この場合は設計変更の対象とする。
8. 整備により船舶やボートレーラ等に故障・損傷等を与えた場合は、受注者の責任と費用負担により復旧させるものとする。

—以上—

船舶一覽

船名	機関型式	燃料	総トン数 (t)	全長 (m)	幅 (m)	深さ (m)	定員 (人)	取得 年月日
滝沢ダム こまどり	ヤマハ F90BET・L 90PS / 5,500 rpm	ガソリン	1.4	7.25	2.28	0.86	12	H17.12.5
滝沢ダム くれは	ヤマハ F150AETX 150PS / 5,500 rpm	ガソリン	2.7	7.07	2.44	1.42	10	H17.12.5

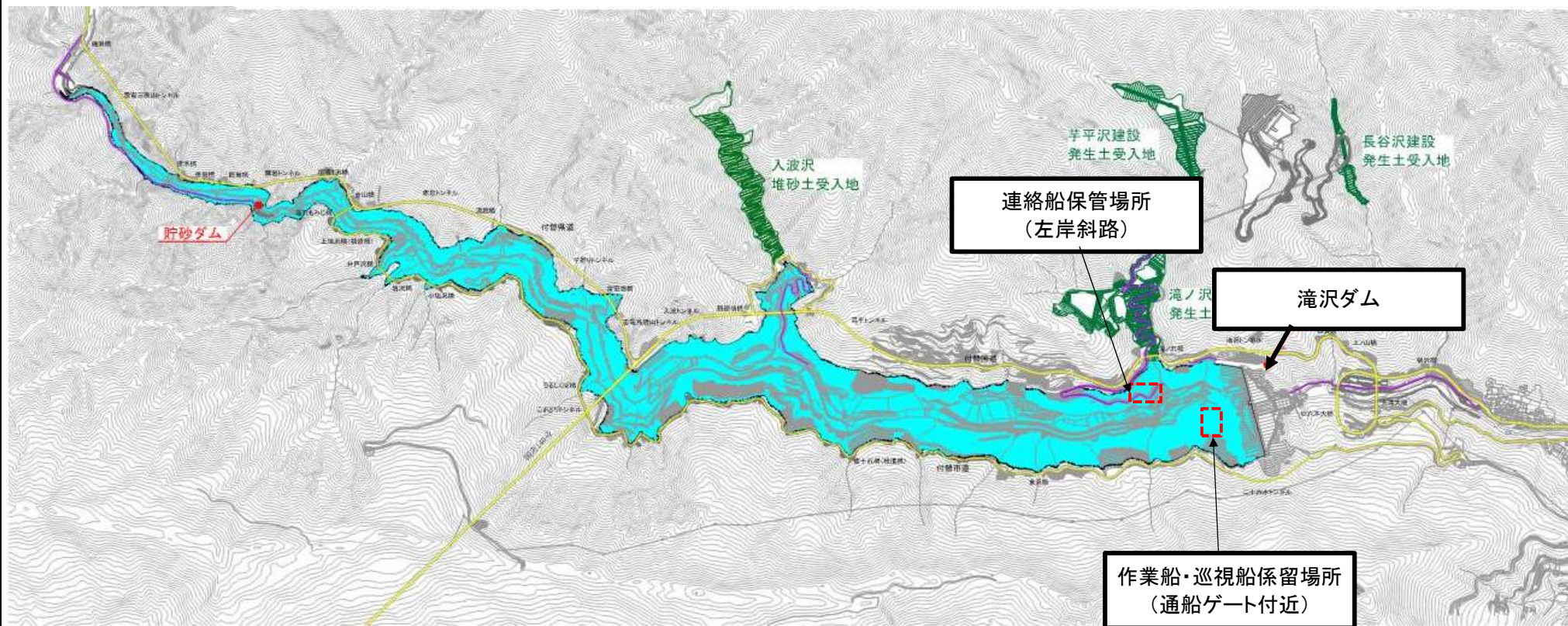
業 務 数 量 総 括 表

業 務 名 滝沢ダム船舶整備業務

独立行政法人 水資源機構
荒川ダム総合管理所

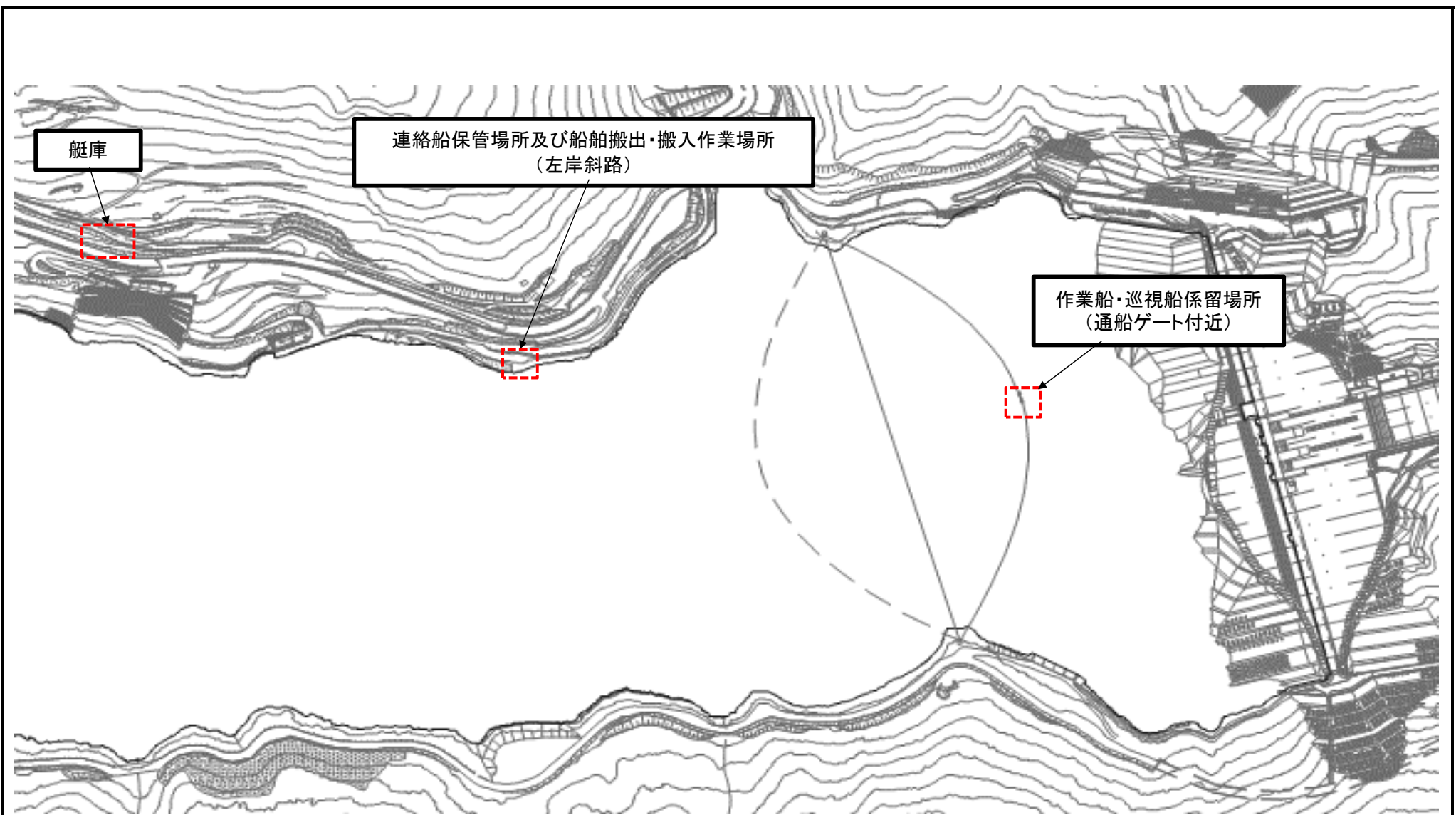
滝沢ダム船舶整備業務 参考図

1. 滝沢ダム位置図
2. 滝沢ダム 船舶係留及び保管場所図



参 考

名 称	1. 滝沢ダム位置図
独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所 滝沢ダム管理所	



参 考

名 称	2. 滝沢ダム 船舶係留及び保管場所図
独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所 滝沢ダム管理所	

滝沢ダム船舶整備業務

参考写真

令和8年3月

独立行政法人水資源機構

荒川ダム総合管理所 滝沢ダム管理所



ダム左岸斜路
船舶搬出・搬入作業場所



作業船・巡視船係留場所
(こまどり)



艇庫外観



ボートトレーラ移動状況

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

荒川ダム総合管理所長 山中 充治 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年3月27日に交付された「滝沢ダム船舶整備業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆ くじ用数字

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただき番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。